

農地法等改正による農業委員会の新たな役割

現行制度の主な役割

- 農地の権利移動・転用の審査及び許認可等
- 認定農業者等の申し出に基づく農地利用調整
- 農用地利用集積計画の決定
- 遊休農地(要活用農地)所有者等に対する指導
- 農業生産法人からの報告徴収及び改善措置の勧告
- 農業生産法人等への立ち入り調査
- 農地紛争の和解の仲介

制度見直しによる新たな役割

1. 貸借規制の緩和に伴う地域の担い手育成及び効率的・総合的な農地利用との整合性の確保(現地調査、市町村長への通知)
2. 許可後の農地の適正利用の担保措置の厳正執行(利用状況報告など事後監視、勧告、許可取消等の措置)
3. 毎年一回の農地の利用状況の調査と日常的な把握
4. 農地の権利取得に当たっての下限面積の弾力化(50 μ 未満の下限面積の設定)
5. 農地の面的集積組織との連携
6. 遊休農地の是正指導権限の強化(遊休農地所有者等に対する指導、勧告等)
7. 相続等による農地の権利取得の届け出の受理及び斡旋等の必要な措置
8. 農地の保有・利用状況、借賃の動向など農地情報の確保